

鎌ヶ谷市除染実施計画

— 第 1 版 —

平成 2 4 年 4 月

鎌 ヶ 谷 市

目 次

1	はじめに	1
2	除染等の措置等の実施に関する方針	3
3	除染計画の対象となる区域	3
4	除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置を実施する区域	7
5	除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置	7
6	土壤等の除染等の措置の着手時期及び完了予定時期	9
7	除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理に関する事項	9
8	計画の推進について	10

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

鎌ヶ谷市は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対し、同年5月末より市内の小・中学校の校庭、保育園の園庭、公園などの空間放射線量の測定を始め、7月6日に市独自の除染等の対策を示し、9月9日には市独自の除染目標を毎時0.26マイクロシーベルト($\mu\text{Sv/h}$)未満と定め、10月25日には0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 未満に改めるなどして除染を実施してきました。その結果、本市の追加被ばく線量は、一部を除いて概ね1mSv/年以下になると推定されます。

その後、平成23年12月28日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号。以下「特別措置法」という。)第32条に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定されたことから、これまでの取り組みを踏まえ、さらに一部に残された区域の除染を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するため、同法第36条の規定により「鎌ヶ谷市放射性物質除染実施計画」を策定するものです。

(2) 鎌ヶ谷市の除染の取り組み

本市は、学校や公園等の子どもの生活空間となる施設をはじめ、全公共施設での空間放射線量の測定を継続し、結果を公表しています。

また、学校や公園においては、地域・保護者・ボランティアと教職員等が協力しながら除染を進めた結果、小・中学校の空間放射線量を一定程度低減することができました。また、公園等についても徐々にではありますが、空間放射線量の低減化が図られています。しかしながら、市内には、まだ、空間放射線量率が0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の区域や局所的に高線量を示す箇所等があることなどから、継続して除染を進めています¹。

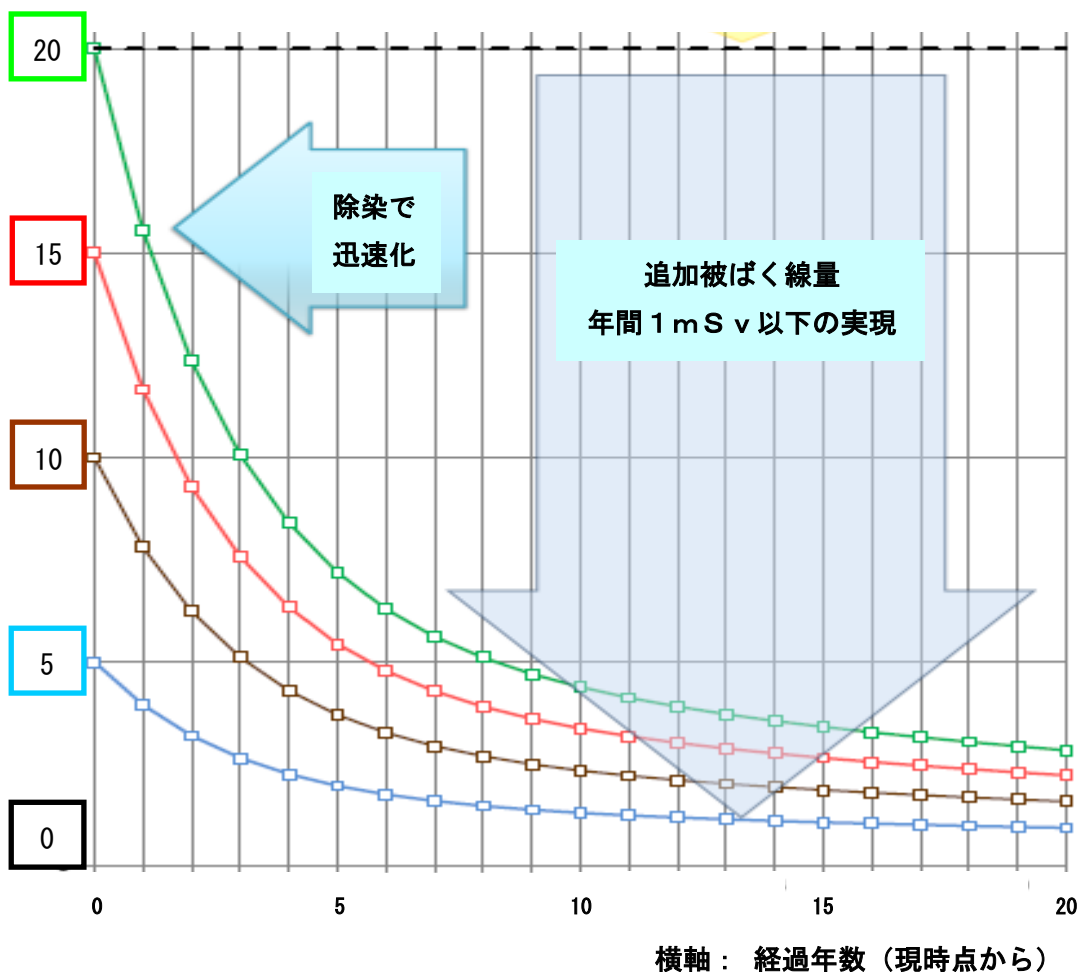
¹平成23年8月26日に発行された国の原子力災害対策本部の「除染に関する緊急実施基本方針」によれば、年間1~20mSvの比較的線量が低い区域においては、放射性物質の物理的減衰及び風雨など自然要因による減衰(ウェザリング効果)などを勘案すると、基本的に面的な除染は必要ではないが、側溝や雨樋下など局所的に高線量を示す箇所及びレンガなど多孔性素材の孔の中に吸着した放射性物質などきめ細かな除染も進めます。

(3) 今後の放射線量

国の原子力災害対策本部が試算した推定年間被ばく線量の推移（図1-1参照）によれば、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）によって、2年を経過した時点における子どもの推定年間被ばく線量は、現時点での推定年間被ばく線量と比較して約40%減少します。

そこで、早い時期の除染によって少なくとも約20%を削減することで60%の減少を実現するとともに、更なる削減を目指していきます。

縦軸：推定年間被ばく線量 [mSv/年]



出典：原子力災害対策本部 除染に関する緊急実施基本方針

図1-1 推定年間被ばく線量の推移

2 除染等の措置等の実施に関する方針

(1) 基本理念

- ① 市民が安全で安心して暮らせるように、速やかに除染を進めます。
- ② 効率的・効果的に除染を進めます。

(2) 目標

- ① 追加被ばく線量が年間で1ミリシーベルト以下となる環境にします。
- ② 計画の全体期間は、平成23年5月から平成27年3月末とします。
なお、目標の達成に向け、できる限り早急な除染を実施します。
- ③ 短期的には、子どもの生活空間となる施設の空間放射線量率を平成25年3月末を目途に、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満にします。
- ④ 中期的には、特別措置法の施行後3年を経過した後の平成27年3月までに、市内全域の主な生活空間における平均的な空間放射線量率を $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満にします。
- ⑤ 子どもの生活空間となる施設の空間放射線量を継続的に監視し、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合は、原則として本市独自で繰り返し除染を行います。

(3) 測定高の基準

空間放射線量率の測定の高さの基準は以下のとおりです。

- ① 子どもの生活空間となる施設（保育園、幼稚園、児童センター、児童館、小学校、公園・児童遊園、スポーツ施設・運動場などの施設）では、地表高さ50cm
- ② 上記①以外の公共施設（中学校など）では、地表高さ1m

3 除染計画の対象となる区域

(1) 本計画の対象となる範囲は、本市全域とします。

ただし、特別措置法の除染実施計画の対象は、平成23年9月29日に文部科学省が発表した航空機モニタリング調査結果により地表面から1mの高さで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の字や街区及び、それ以外で調査測定の結果、平均的な空間放射線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上となる区域や子どもの生活空間となる施設で、除染実施区域に設定した区域とします。

(2) 除染を実施する判断基準は次のとおりとします。

- 1) 平均空間放射線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の子どもの生活空間となる施設については、特別措置法に基づく除染実施区域(表3-1参照)として除染を実施します。
- 2) 今後測定に基づいて上記1)以外で空間放射線量率が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の区域があった場合については、計画の見直しを行います。

子どもの生活空間となる施設では、除染実施区域よりも低い線量の区域であっても、本市独自の基準をもって除染を推進する必要がある区域(除染推進区域²⁾)を定め(表3-2参照)、市民の協力を得ながら積極的に除染を進めます。

なお、除染実施区域での除染にあたっては、放射線の影響が成人より大きい子どもの生活空間での空間線量を低減することが重要であり、保育園・幼稚園、公園等の施設を優先して、進めていくこととします。(表3-3参照)

表3-1 除染実施区域

(単位： $\mu\text{Sv/h}$)

No	施設名称	所在	平均空間放射線量率※1
①	西佐津間公園	西佐津間一丁目207番7ほか	0.25
②	市制記念公園	初富924番ほか	0.25
③	鎌ヶ谷市宮野球場	初富924番6ほか	0.28
④	陸上競技場	初富924番283ほか	0.25
⑤	佐津間多目的グラウンド	佐津間222番9	0.30
⑥	新鎌ふれあい公園	新鎌ヶ谷二丁目20番1	0.24
⑦	くぬぎ山公園	くぬぎ山四丁目16番129ほか	0.24
⑧	貝柄山公園	初富本町二丁目1474番ほか	0.23
⑨	A 幼稚園(私立)※2	—	0.23
⑩	B 幼稚園(私立)※2	—	0.23
⑪	C 幼稚園(私立)※2	—	0.23

※1 測定点は、敷地内5箇所。測定高さは、地表面50cm。


※2 施設名を公表していない民間施設の施設名を仮称で記載しております。

² 除染実施区域以外で空間放射線量が、市独自の判断で $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 以上となる区域のこと。

表 3-2 鎌ヶ谷市が独自に除染を進める除染推進区域

No	施設名称	所在
ア	藤台中央公園	西道野辺 1 6 番 1 2 1
イ	鎌ヶ谷小学校	中央二丁目 6 4 8 番 1 8 3 ほか
ウ	東部小学校	鎌ヶ谷八丁目 3 9 2 番 1 ほか
エ	南部小学校	中沢 7 2 6 番 4 1 ほか
オ	北部小学校	栗野 7 3 5 番 1
カ	西部小学校	初富 1 1 0 番 1 ほか
キ	中部小学校	道野辺中央三丁目 9 8 2 番 1 ほか
ク	鎌ヶ谷中学校	富岡一丁目 5 1 7 番 1 ほか
ケ	第三中学校	栗野 4 5 0 番 ほか
コ	第四中学校	中沢 1 0 2 4 番 1 ほか
サ	第五中学校	初富 8 0 6 番 2 6 2 ほか
シ	栗野保育園（市立）	栗野 7 4 0 番 1
ス	軽井沢児童遊園	軽井沢 2 0 6 0 番 1 2 ほか
セ	小池橋児童遊園	佐津間 1 3 7 1 番 ほか
ソ	マザーズホーム（市立）	中沢 3 1 7 番
タ	通学路における局所的な高線量箇所	
チ	その他の子どもの生活環境における局所的な高線量箇所	
ツ	その他の生活圏における線量（測定高 1 m）の高い箇所	

表 3-3 除染実施区域での優先順位の考え方

優先度	除染対象区分	主な施設
高  低	保育園・幼稚園	私立幼稚園
	公園	公園
	スポーツ施設	市営野球場、陸上競技場、多目的グラウンド

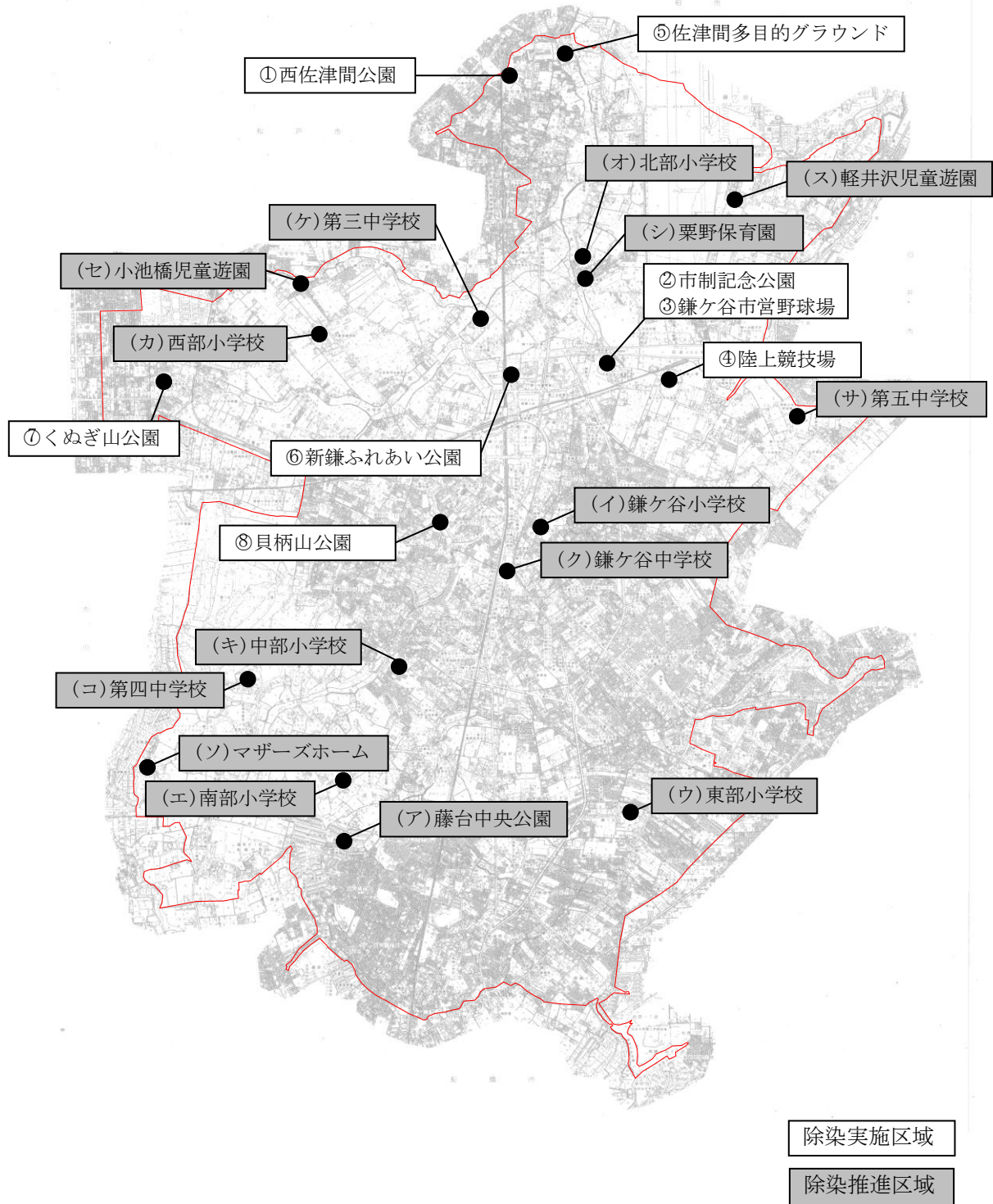


図3-1 除染実施区域

4 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置を実施する区域

(1) 除染の推進主体

- ・市が主体となって除染を推進します。
- ・市は市民の協力のもと協働による除染作業を推進していきます。
- ・市は、安全かつ効率的に作業を進めるために必要な除染マニュアル等の公表を行います。

(2) 除染実施区域内の管理区分と除染実施者

- ・基本的に除染実施区域内の区分と除染実施者は、次のとおりとします。

表 4 - 1 除染実施区域の管理区分と除染実施者

除染実施区域の管理区分	除染対象区分	除染実施者
市が管理する土地及び工作物、土地に定着する物件	公園、スポーツ施設	市が主体となって除染
市以外が管理する土地及び工作物、土地に定着する物件	保育園・幼稚園(私立)	市が主体となって所有者等(所有者、管理者、設置者、管理運営者等)に除染実施の協力を求めていく

5 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

(1) 除染等の措置について

除染実施計画の除染実施区域内の除染等の措置については、環境省が示した『除染関係ガイドライン 平成23年12月 第1版』(以下、「除染関係ガイドライン」という。)に従い、表5-1の除染対象区分ごとに応じた除染を行います。また、除染にあたっては、作業前に当該敷地内の空間放射線量の測定を行い、放射線マップを作成し除染範囲・作業内容を選定した上で、必要な措置を行います。また、事前測定の結果、施設の状況によっては、作業自体の実施・不実施、作業内容が異なります。なお、作業後においては、同一位置で放射線測定を行い、除染の効果を確認します。

表 5 - 1 除染実施区域の除染方針

除染対象	除染対象区分	除染作業等	内 容
公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するもの	保育園・幼稚園 公園 スポーツ施設	建屋の洗浄	・屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		アスファルト等の除染	・ブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		表土除去及び客土※1	・庭等における表土等の除去 ・客土、圧密による原状回復
		表土除去及び現場保管※1	・庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去 ・現場保管の際の残土による原状回復
		草木除去	・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草

※1 各施設の除染に際して、どちらかを選択する。

(2) 平成23年度の本市における除染等の措置等の実施状況について

- ① 市立保育園では、園庭の空間放射線量率の測定後、高さ50cmで0.23 μ Sv/h以上の箇所について、砂場の砂の入れ替えや、表土除去等の除染を実施し、除去土壌等は園内に現場保管をしています。
- ② 私立幼稚園では、園庭の空間放射線量率の測定後、高さ50cmで0.23 μ Sv/h以上の箇所について、砂場の砂の入れ替え、芝生の深刈り、芝生・表土除去等の除染を実施し、除去土壌等は園内に現場保管をしています。
- ③ 市立小学校では、校庭の空間放射線量率の測定後、高さ50cmで0.23 μ Sv/h以上の箇所について、砂場の砂の入れ替えや、表土除去等の除染を実施し、除去土壌等は校内に現場保管をしています。
- ④ 市立中学校では、校庭の空間放射線量率の測定後、高さ1mで0.23 μ Sv/h以上の箇所について、砂場の砂の入れ替えや、表土除去等の除染を実施し、除去土壌等は校内に現場保管をしています。
- ⑤ 公園では、園内の空間放射線量率の測定後、高さ50cmで0.23 μ Sv/h以上の箇所について、砂場の砂の入れ替え、芝生の深刈り、芝生・表土除去等の除染を実施し、除去土壌等は園内に現場保管しています。

6 土壌等の除染等の措置の着手時期及び完了予定時期

土壌等の除染等の措置の着手時期及び完了予定時期は次のとおりとします。なお、各施設、平成25年3月末日までに、各敷地内すべての平均空間放射線量率を0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 未満にします。

表6-1 除染実施区域の対象ごとの着手時期及び完了予定時期

No.	除染対象区分	着手時期	完了予定時期
1	保育園・幼稚園	平成23年6月	平成24年6月末日
2	公園	平成23年6月	平成25年3月末日
3	スポーツ施設	平成24年2月	平成25年3月末日

7 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理に関する事項

除染によって発生する除去土壌等の仮置場の確保が最大の課題です。除染を早急に実施するためには、仮置場を確保できるまでは、原則として各施設の敷地内にて、「除染関係ガイドライン」にそって、除染対象敷地内で現場保管するようお願いします。

8 計画の推進について

(1) 推進・管理体制

本計画の推進、進捗状況の把握及び評価等は、鎌ヶ谷市放射線対策会議で行います。

(2) 実施状況の公表

本計画に基づく空間放射線量の測定結果、除染活動の実施状況等については、広報かまがや及び市のホームページ等により、随時公表します。

(3) 計画の見直し

本計画は、特別措置法における基本的な考え方を踏まえ、除染の進捗状況や効果、除染方法の技術開発や国の方針等により見直します。

<計画の推進体制>

